

(記載例：マンションの滞納管理費等の場合)

配 当 要 求 書

収入印紙  
500円貼付  
(割印しない)

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係 御中

(〒 - ) 平成 年 月 日  
住所  
配当要求債権者 マンション管理組合  
代表者理事長 印  
TEL  
FAX

配当要求債権者は、御庁平成 年( )第 号 担保不動産競売  
強制競売 事件について、次のとおり配当要求をする。

1 配当要求をする債権の原因及び額

- (1) 債務者兼所有者は、別紙物件目録記載の区分所有建物及び敷地共有持分(以下、これらを「本件不動産」という。)を所有しており、その建物を含む マンション(以下、「本件マンション」という。)の区分所有者である。
- (2) 債務者兼所有者が、本件マンション購入時に承諾した本件マンションの管理規約第 条によると、本件マンションの区分所有者は、毎月 日までに、翌月分の管理費月額 万 円及び修繕積立金月額 万 円を、それぞれ支払わなければならないが、期日までに支払わないときは、年 パーセントの割合による遅延損害金を支払うことになっている。
- (3) 本件マンションの(2)の管理費及び修繕積立金は、管理組合の第 回総会における決議により、管理費月額 万 円及び修繕積立金月額 万 円に、それぞれ改定された。
- (4) 債務者兼所有者は、平成 年 月 日以降、別紙滞納管理費等の明細書記載のとおり、管理費及び修繕積立金を支払わない。

2 配当要求の資格

上記1の滞納管理費、滞納修繕積立金及びこれらに対する遅延損害金は、建物の区分所有等に関する法律第7条により、本件不動産上の先取特権により担保されている。

3 配当要求債権者の地位

- (1) 配当要求債権者は、本件マンションの区分所有者により組織され、管理規約を

定め、業務執行機関である理事会を置き、代表者たる理事長を定める、いわゆる権利能力なき社団であり、民事執行法第20条、民事訴訟法第29条によって自己の名において配当要求をなしうる資格を有する。

- (2) 配当要求債権者代表者は、本件マンション管理組合の第 回総会における決議により、本件マンション管理組合を代表する理事長に選任され、その就任を承諾した。
- 4 よって、配当要求債権者は、上記2の先取特権に基づき、別紙滞納管理費等の明細書記載の滞納管理費、滞納修繕積立金及びこれらに対する遅延損害金について配当要求をする。

#### 添付書類

- 1 代表者の資格証明書（管理組合法人の場合）
- 2 マンション管理規約写し
- 3 マンション管理組合第 回総会議案書及び議事録写し
- 4 マンション管理組合第 回総会議案書及び議事録写し
- 5